

平成17年7月26日

**第5回犯罪被害者等基本計画検討会  
各省庁提出に係る施策等とりまとめに  
係る警察庁意見に対する内閣府再意見**

**内閣府**

## 第 5 回犯罪被害者等基本計画検討会各省庁提出に係る施策等とりまとめ に係る警察庁意見に対する内閣府再意見

### (警察庁意見)

1. 以下の施策については、警察のみで検討、実施することは困難若しくは不相当であるか、又は関係する省庁すべてが検討、実施することが可能と考えられることから、そのような方向で、修文及び骨子案の取りまとめをされたい。

なお、関係省庁については、当庁において考え得る省庁を列挙したものであるが、貴府において、判断、調整願いたい。

### (上記意見に対する内閣府意見)

「各省庁提出に係る施策等とりまとめ」は、各省庁で積極的に取り組む施策、あるいは前進させる施策として提出いただいたものを取りまとめたものである。御指摘いただいた下記(1)から(7)の施策についても、現に警察において犯罪被害者等のための施策として取り組んでいるものについて、当該警察においてその適切な運用に努めていくなどとするものであり、「警察のみで検討、実施することは困難・不相当」ということではないと思料する。したがって、下記(1)から(7)について、「警察において」という部分を削除すべきとする修文意見には同意できない。なお、連携・協力に関しては、基本計画に明示されなくとも、各府省庁が犯罪被害者等のための施策を実施するに当たって、国の他の機関と連携・協力することは当然の責務である(基本法第5条、第7条)。

他方、「関係する省庁すべてが検討、実施することが可能」という意見については、同趣旨の施策を他の府省庁においても検討、実施すべきか否かという別個の問題である。内閣府として省庁横断的に取り組む必要がある課題と考えたものについては、「とりまとめ」の1頁の上から3番目の「」及び7頁の一番下の「」のとおり、それぞれの検討のための会において調査・検討することとしている(なお、その際に、検討すべき事項すべてについてまとめて結論を出すということではなく、ある事項については単体で早期に結論を出すこともあり得るところである。)。もっとも、各省庁の取り組みや施策の趣旨等について、内閣府はすべてを十分に把握していない点もあると思われる。御指摘の下記(1)から(7)の各施策に関し、御指摘の府省庁がそれぞれどのような具体的施策を検討・実施すべきかを、警察庁において更に具体的にご教示いただきたいと思います。

### (上記意見に対する警察庁意見)

7月15日付け当庁意見の1について再度検討願いたい。

### (上記意見に対する内閣府再意見)

基本法第11条に関し、内閣府の施策として掲示すべきものは既に掲示しているという認識である。また、警察庁意見が内閣府を関係省庁とする理由は、もっぱら、内閣府が、犯罪被害者等基本計画の推進に関する事務を所掌することを示すものであるが、そのような内閣府の施策としては、第6回検討会において、犯罪被害者等のための施策全体について推進する取組を提案させていただく。

(「とりまとめ」原案)〔「とりまとめ」1頁の下から3番目の「 』〕

(6) 警察における相談体制の充実

警察において、全国統一の相談専用電話「9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じ、相談の内容や犯罪被害者等の要望により、当該相談を受けた都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の教示等のみならず、他都道府県又は他警察署のネットワークも活用していくなど、犯罪被害者等が相談しやすい体制の整備に努めていくとともに、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。【警察庁】

(警察庁意見)

警察において、全国統一の相談専用電話「9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、相談の内容や犯罪被害者等の要望により、当該相談を受けた都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の教示等のみならずや他都道府県又は他警察署のネットワークもの活用もしていくなど、犯罪被害者等が相談しやすい体制の整備に努めていくとともににも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。

また、警察において、ストーカー事案の担当者に対して、ストーカー規制法の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努める。【警察庁】((38)を包含。)

(上記意見に対する内閣府意見)

修文案の前段(1行目から9行目)については、特段の異論がなければ、御意見を踏まえ、修正することとしたい。

修文案の後段(10行目から13行目)については、(6)が、特に他人に知られることを避けたい犯罪被害者等のための相談しやすい体制整備のための施策であるのに対し、(38)は被害の本質を説明することが困難な面のあるストーカー事案の被害者への対応のための施策であって、異なる意味を有するので、原案のとおりとしたい。